

議案第115号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

記

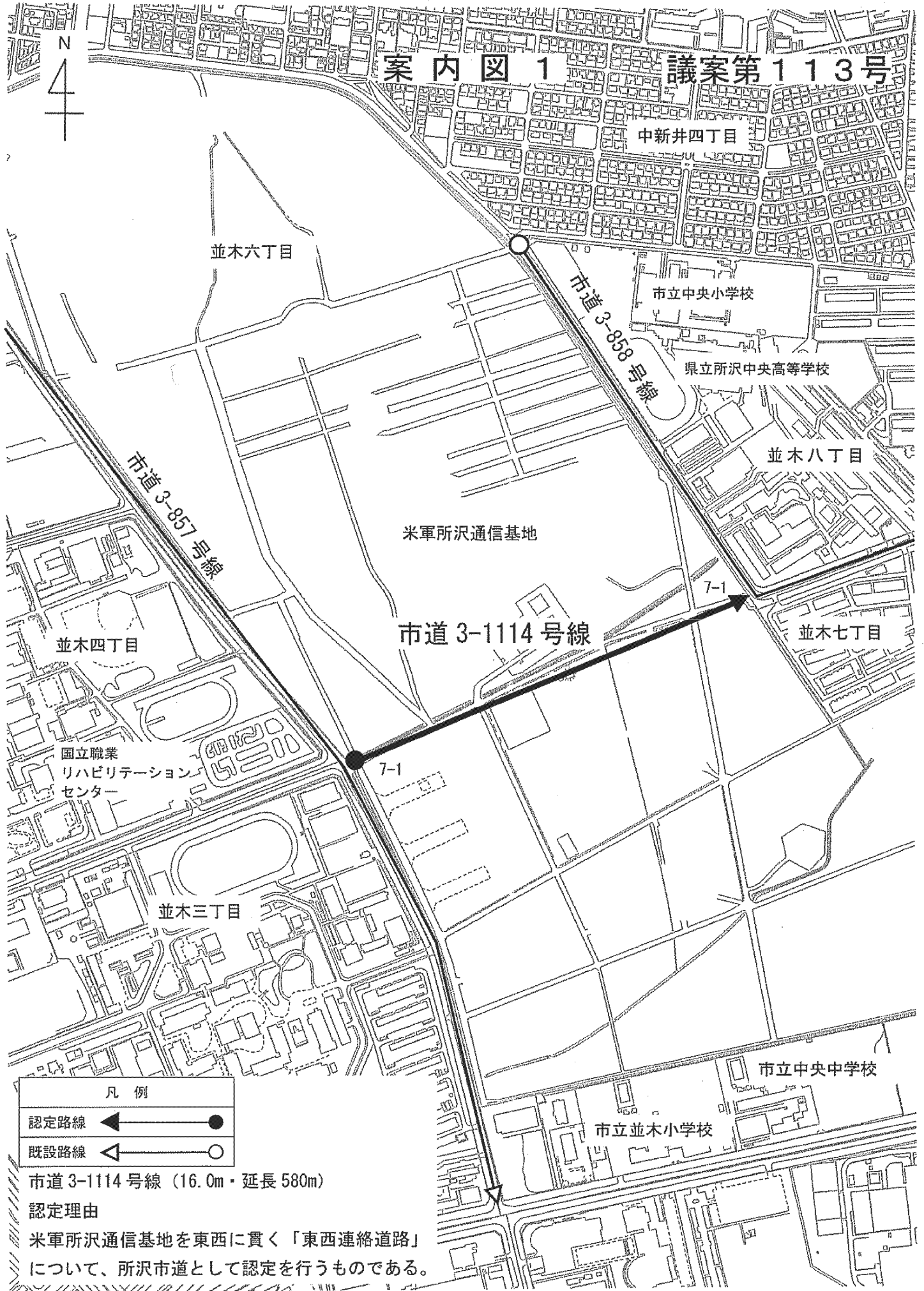
路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1-893号	大字下安松字土手ノ内	241番 9地先	
	大字下安松字土手ノ内	239番 1地先	
3-1115号	中新井二丁目	718番 3地先	
	中新井二丁目	688番 6地先	

平成28年12月 1日提出

所沢市長 藤本正人



# 案内図 1 議案第113号



凡 例	
認定路線	← ●
既設路線	← ○

市道 3-1114 号線 (16.0m・延長 580m)

認定理由  
 米軍所沢通信基地を東西に貫く「東西連絡道路」  
 について、所沢市道として認定を行うものである。



凡 例	
認定路線	← ●
既設路線	← ○

市道1-892号線 (幅員6.0~8.0m・延長100m)

認定理由

清流苑第二の橋築造事業に伴い道路を認定するものである。



凡例	
認定路線	← ●
既設路線	← ○

市道1-893号線 (幅員5.0m・延長76.72m)

認定理由

開発行為により帰属した道路を認定するものである。

案内図4



市道3-130号線

大字中新井

市道3-125号線

中新井二丁目

688-6 3-1115号線

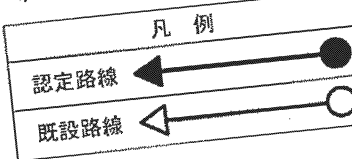
718-3

富士見公園

中新井三丁目

中新井四丁目

中新井公園



市道3-1115号線(幅員6.0m・延長111.51m)

認定理由  
開発行為により帰属した道路を認定するものであ